

みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付要綱

令和7年6月27日
告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、東町への移住を支援し、もって定住人口の増加を図ることを目的として、東町に現に存する空き家を改修し、及び居住する者に対し、みどり市東町定住支援空き家改修補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「空き家」とは、東町地内においておおむね1年以上居住その他の使用がなされていないことが常態である一戸建ての住宅及び併用住宅(その一部を人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。)をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当する空き家とする。ただし、市長が特に必要と認める空き家については、この限りでない。

- (1) 過去に居住その他の使用がなされていた空き家
- (2) 改修後に賃貸の用に供しない空き家
- (3) 公共事業の補償の対象となっていない空き家

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 補助対象空き家の所有者又は補助対象空き家の所有者から当該補助対象空き家の改修に係る承諾を得た者
- (2) 補助金の交付の申請をした日から起算して5年以上、補助対象空き家に居住しようとする意思を有する者
- (3) 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の滞納がない者
- (4) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない者
- (5) 補助金の交付を受けた者がいない世帯に属する者
- (6) みどり市空き家改修補助金交付要綱(令和元年みどり市告示第14号)に定める補助金の交付を受けていない者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工する補助対象空き家の改修に係る工事であって、補助金の交付の申請をした日の属する年度の2月末日までに完了するものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税に相当する

額に係る費用を含む。以下「工事費用」という。)の5分の4に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が補助金の交付の申請をした日において、補助対象者が属する世帯に18歳未満の者(補助対象者が扶養する義務のある者をいう。以下同じ。)がいる場合は、同項の額に当該18歳未満の者1人につき20万円を加算した額(60万円を限度とする。)を、補助金の交付の申請をした日から第9条に規定する実績報告をする日までの間に転入した場合は、同項の額に40万円を加算した額を補助金の額とする。ただし、それらの額を合計した額が工事費用の額を超えるときは、当該工事費用の額を補助金の額とする。

3 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回に限り行うものとする。

4 次に掲げる費用は、工事費用に含めないものとする。ただし、市長が特に必要と認める費用については、この限りでない。

(1) 家具、電化製品(テレビ、冷蔵庫、エアコン等をいう。)その他の移動又は取り外しが可能な製品の購入に要する費用

(2) 併用住宅における、その一部を人の居住の用に供する部分以外の部分(共用部分を含む。)の工事に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することを不相当と認める費用

(交付の申請及び決定)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 案内図

(2) 着工前の写真

(3) 見積書(工事内訳書を含む。)の写し

(4) 市税の滞納がないことを証明することができる書類(転入等の理由により、市税の納税状況の確認ができない者に限る。)

(5) 家屋所有者承諾書(第4条第1号に掲げる補助対象空き家の所有者から当該補助対象空き家の改修に係る承諾を得る必要のある者に限る。)

(6) 第4条第2号に掲げる意思を有することを示す書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更しようとするときは、みどり市東町定住支援空き家改修補助金変更交付申請書(様式第3号)に、その変更の内容が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたと

ときは、みどり市東町定住支援空き家改修補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに、みどり市東町定住支援空き家改修補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事完了後の写真
- (2) 領収書その他の工事費用の支出状況を証明することができる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、みどり市東町定住支援空き家改修補助金確定通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定したときは、速やかに、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の申請をした日から起算して5年以内に補助対象空き家から退去したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

様式第1号(規格 A4)(第7条関係)

(表)

年 月 日

みどり市長 様

住所
氏名
電話

みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付申請書

みどり市東町定住支援空き家改修補助金の交付を受けたいので、みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

空き家の所在地	みどり市東町		
空き家の種別	1. 一戸建ての住宅 2. 併用住宅		
空き家となった年月日	年 月 日		
全体工事費用	円		
工事の内容(予定)			
工事の期間(予定)	着工(予定)年月日	年 月 日	
	完了(予定)年月日	年 月 日	
事業者名		担当者	
住所又は所在地		電話	
工事費用 A	算定額 B(B=A×4/5)	補助金額 C(C≤200万円)	
円	円	円 ※1,000円未満切捨て	
18歳未満の者 D	算定額 E(E=D×20万円)	加算額 F(F≤60万円)	
人	円	円	
転入 G	算定額 H(該当=40万円)	加算額 I(I=40万円)	
該当・非該当 いずれかに○	円	円	
補助金申請額 J (J=C+F+I) ≤ A	円		

(裏)

【誓約事項】 ※□に✓を入れてください。

- 本補助金の交付の申請をした日から起算して5年以内に空き家から退去したときは、補助金の返還に応じます。
- 本申請書及び全ての添付書類の記載内容について、事実と相違ありません。偽り等が判明した場合は、補助金の返還に応じます。
- 私に係る住民基本台帳及び市税の納税状況について、公簿により閲覧、調査することに同意します。

【添付書類】 ※各1部提出すること。

- (1) 案内図
- (2) 着工前の写真
- (3) 見積書(工事内訳書を含む。)の写し
- (4) 市税の滞納がないことを証明することができる書類(転入等の理由により、市税の納税状況の確認ができない者に限る。)
- (5) 家屋所有者承諾書(補助対象空き家の所有者から当該補助対象空き家の改修に係る承諾を得る必要のある者に限る。)
- (6) 補助金の交付の申請をした日から起算して5年以上、補助対象空き家に居住しようとする意思を有することを示す書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(規格 A4)(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、みどり市東町定住支援空き家改修補助金について、みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

補助金交付決定額

円

年 月 日

みどり市長 様

住所
氏名
電話

みどり市東町定住支援空き家改修補助金変更交付申請書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市東町定住支援空き家改修補助金について、その内容を変更したいので、みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更交付申請額

変更前の金額	変更後の金額
円	円

2 変更の内容

変更前の内容	変更後の内容

3 変更の理由

--

【添付書類】 ※各1部提出すること。

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(規格 A4)(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市東町定住支援空き家改修補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、みどり市東町定住支援空き家改修補助金について、補助金の額の変更を決定したので、みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 変更前の補助金交付決定額 円
- 2 変更後の補助金交付決定額 円

様式第 5 号(規格 A4)(第 9 条関係)

(表)

年 月 日

みどり市長 様

住所
氏名
電話

みどり市東町定住支援空き家改修補助金実績報告書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市東町定住支援空き家改修補助金について、補助対象工事が完了したので、みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

全体工事費用				円
工事の内容 (変更があった場合は、変更後の工事内容を記載すること。)				
工事の期間	着工年月日	年 月 日		
	完了年月日	年 月 日		
工事費用 A	算定額 B(B=A×4/5)	補助金額 C(C≤200 万円)		
円	円	円 ※1,000 円未満切捨て		
18 歳未満の者 D	算定額 E(E=D×20 万円)	加算額 F(F≤60 万円)		
人	円	円		
転入 G	算定額 H(該当=40 万円)	加算額 I(I=40 万円)		
該当・非該当 いずれかに○	円	円		
実績報告額 J (J=C+F+I) ≤A				円
補助 金 振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座番号		種目	普通 ・ 当座
	フリガナ			
	口座名義			

(裏)

【添付書類】 ※各 1 部提出すること。

- (1) 工事完了後の写真
- (2) 領収書その他の工事費用の支出状況を証明することができる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号(規格 A4)(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市東町定住支援空き家改修補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、みどり市東町定住支援空き家改修補助金について、補助金の額を確定したので、みどり市東町定住支援空き家改修補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

補助金確定額

円